

2024年2.3月号

# せせらぎ

No. 505



編集・発行  
福岡市管工事協同組合  
広報・企画・情報委員会  
〒810-0016  
福岡市中央区平和3丁目20-10  
TEL 092-531-3066 FAX 092-522-5287  
メール(総務) fukukankyoutu@fuku-kan.com  
URL <https://www.fuku-kan.com>

## 目次

1. 今月の心がけ…持続可能な消費を心がけましょう…………… 1
2. 理事会報告…2/8、3/8 定例…………… 2
3. 令和6年石川県能登半島地震福岡市へ義援金を手渡す…………… 4
4. 官庁だより  
NO. I 技能労働者への適切な賃金水準の確保について(福岡市水道局)…………… 5  
NO. II 工事に係る事故防止の徹底について(福岡市水道局)…………… 10  
NO. III 水道局発注の建設工事における余裕期間制度実施要領の策定について(福岡市水道局)…………… 16  
NO. IV プラグ止めの念書の提出について(福岡市道路下水道局)…………… 17
5. 青年部会だより…活動報告…………… 18
6. 業務コーナー  
NO. I 企業の思い切った事業再構築を支援(経済産業省)…………… 19  
NO. II 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について…………… 25  
NO. III 令和6年度 管工事・土木施工管理技術検定試験 実施日程表…………… 28  
NO. IV 2024年度 管工事・土木施工管理技術検定試験 受験講習会のご案内…………… 32
7. 社会保険コーナー  
NO. I 令和6年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせです…………… 35
8. 交通安全コーナー…贖いの日々(他人事)…………… 36
9. 第28回 あたまの体操…………… 37
10. 組合のうごき…………… 39

組合ホームページで、福管ニュース「せせらぎ」が閲覧できます。

給水装置工事及び排水設備工事の申請書作成等は  
組合設計係に全ておまかせ下さい。

## 位置

北緯 33°25'17" ~ 33°52'17"  
東経 130°02'06" ~ 130°29'50"

東京(約900キロ)、大阪(約500キロ)よりも韓国・釜山(約200キロ)の方が近いという、この地理的条件から古来より大陸への玄関口としての役割を担ってきました。

## 面積

343.39km<sup>2</sup>

明治22年の市制施行時の面積は5.09km<sup>2</sup>。100年で約66倍に広がったこととなります。

## 人口

1,645,100人

男/776,424人 女/868,676人

873,701世帯

(令和6年2月1日現在推計)

## 福岡はこんな街

## 福岡市ミニデータ



## ■福岡市章

現在の福岡市章は、明治42年10月に制定されました。かたかなの「フ」を9個組み合わせせて「福」を表しています。

## ●福岡市の4つの都市像

福岡市は、まちづくりの目標として次の4つの都市像を掲げました。強い意志とたゆまぬ努力をもって、この都市像の実現をめざします。

1. 自律し優しさを共有する市民の都市
2. 自然を生かす快適な生活の都市
3. 海と歴史を抱いた文化の都市
4. 活力あるアジアの拠点都市

## 今月の心がけ

## 持続可能な消費を心がけましょう

## タンパク質の危機

国連によると世界の人口は、今後三〇年の間に、一〇〇億人近くに達すると予測されています。それに伴い危惧されているのがタンパク質の危機です。

二〇五〇年にはタンパク質の需要が三・四億トンとの予想に対し、供給は三・二億トンにとどまり、〇・二億トンが不足することが懸念されています。

一般的に、一キロの食肉を生産するには、牛肉で十一キロ、豚肉で七キロ、鶏肉で四キロの餌となる穀物が必要です。こうした穀物の生産や運搬、さらには糞尿の処理や牛のげっぷなどから、大量の温室効果ガスが発生します。

また、穀物を増産するには森林を開拓する必要があるなど、食肉の需要を満たすままに生産を続けては、地球環境を大きく損なう可能性があるのです。

一方で、食肉が賞味期限切れなどで廃棄されるフードロスも、牛に換算すると年間七五〇〇万頭分に及ぶともいわれています。

私たちの命をつないでくれる毎日の食事、それらの生産の土台となる地球に感謝し、適切な量を無駄にせず食べていきたいものです。

## 第7回 定例理事会報告

日 時 : 令和6年2月8日(木)午後1時30分より  
場 所 : 福岡市管工事協同組合会議室  
出 席 者 : 藤、松尾、阿部、岩下、石井、松本、高田、八木、小金丸、江頭  
委 任 者 : 山下、宮嵩

定刻に至り、事務局より本日の出欠状況を報告、藤理事長、挨拶後議長に就任し議案の審議に入った。

### 【報告事項】

#### 1. 賀詞交歓会収支について

事務局－ 令和6年1月11日(木)午後6時からソラリア西鉄ホテルにて開催した新年賀詞交歓会の収支について報告。

#### 2. 令和6年度資材見積について

松尾副理事長－ 令和6年1月16日(火)資材担当理事のもと取引メーカー、商社(28社)から提出された資材価格見積書を開封、また2月6日(火)の資材委員会で各品目ごと価格をチェックした。  
(出席理事全員了承)

#### 3. 第67回福管協通常総会日時、場所について

事務局－ 令和6年5月24日(金)午後1時30分より福岡市水道技術研修所にて開催する旨報告。  
(出席理事全員了承)

#### 4. 石川県能登半島地震義援金について

藤理事長－ 令和6年1月29日(月)令和6年能登半島地震災害に対する義援金129万円を福岡市(光山裕朗副市長、坂本秀和水道事業管理者、名古屋泰之水道局理事)に寄託した旨、報告。大森顧問(市議会議員)、松尾副理事長、阿部副理事長が立ち会った。  
(出席理事全員了承)

本日の全ての案件を終了した。時に午後2時30分。  
引き続き、組合のうごき、今後の予定を説明。

## 第8回 定例理事会報告

日 時 : 令和6年3月8日(金)午後1時30分より  
 場 所 : 福岡市管工事協同組合会議室  
 出席者 : 藤、松尾、阿部、岩下、山下、石井、松本、高田、宮寄、小金丸、江頭  
 委任者 : 八木

定刻に至り、事務局より本日の出欠状況を報告、藤理事長、挨拶後議長に就任し議案の審議に入った。

### 【協議事項】

#### 第1号議案 組合加入の件

事務局－ みなみ道路工業株式会社(代表取締役 下條 淳)より組合加入申込があった旨諮る。

藤理事長－ 投票の結果、組合加入を承認することで出席理事全員の承認を得た。

### 【報告事項】

#### 1-1.令和6年度穿孔委託業務の施工工事店公募結果について

#### 1-2.令和6年度漏水発生給水管修理単価契約請負工事の施工工事店公募結果について

#### 1-3.令和6年度給排水メンテナンスセンター施工工事店公募結果について

事務局－ 公募の申込があった、穿孔委託業務施工工事店4社、漏水発生給水管修理単価契約請負工事  
 工事店9社、給排水メンテナンスセンター施工工事店12社と契約する旨報告。

### 2.総会等行事日程(予定)について

事務局－ 今後の総会等行事日程(3月～5月迄)について報告。  
 (出席理事全員了承)

月 日 時	
3月29日(金) 15:00	柵卸(監査)
4月17日(水)、19日(金)	精 査
4月22日(月) 10:00	監 査
4月30日(火) 13:30	決算・予算理事会
5月24日(金) 13:30	第67回福管協総会(水道技術研修所)

引き続き、組合のうごき、今後の予定を説明。

本日の全ての案件を終了した。時に午後2時10分。

## 令和6年石川県能登半島地震 福岡市へ義援金を手渡す

福岡市管工事協同組合の藤成徳理事長は令和6年1月29日、福岡市役所を訪問し、「令和6年能登半島地震」への義援金129万円を光山裕朗副市長へ手渡した。

福岡市役所には、松尾浩充副理事長、阿部副理事長が同行した。

市からは光山裕朗副市長、福岡市水道局の坂本秀和水道事業管理者、名古屋泰之理事らに対応し、大森一馬顧問（福岡市議会議員）も同席した。

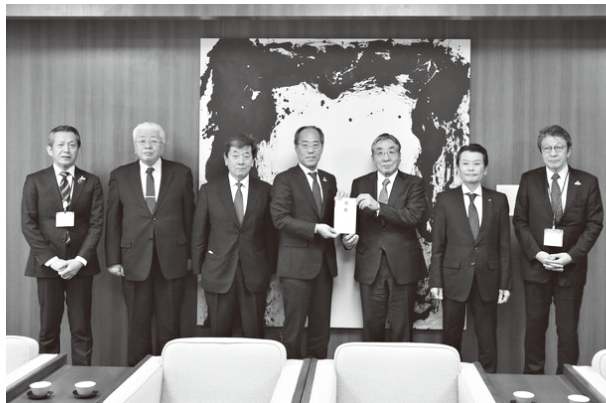
藤理事長は、「われわれも日水協と連絡を取り、いつでも対応できるよう体制を整えている。距離が遠いなど難しい面もあるが、水の確保に困っている姿を見ると、何とかしてあげたいと思う。寄付は構成する組合員129社の気持ち。少しでも役に立てれば」とあいさつした。

目録を受け取った光山裕朗副市長は「福岡市からも給水車の派遣や下水道調査などさまざまな形で支援を行っている。義援金は責任を持って被災地に届ける」との感謝の言葉に続き、「連日、断水の話が伝わり、水の大切さを実感している。市も西方沖地震を受けて、災害に強いまちづくりを進めてきたが、改めて再点検したい。災害に強いまちを整えていかねばならず、今後も連携して取り組んでいきたい」などと話した。

—九建日報より抜粋—



光山裕朗副市長へ寄付金を手渡す藤理事長





(公印省略)

水技 第 192-1 号

令和 6 年 3 月 4 日

関係業界団体 各位

福岡市水道事業管理者 坂本 秀和

(水道局計画部技術管理課)

(水道局総務部契約課)

### 技能労働者への適切な賃金水準の確保について

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

福岡市におきましては、令和元年 6 月に改正された新・担い手 3 法等の趣旨を踏まえ、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保・育成に配慮しつつ、発注関係事務の適切な実施に取り組んでいるところです。

さて、国において、令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が令和 6 年 2 月 16 日に決定・公表されました。新労務単価については、本年 4 月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえて設定されており、令和 5 年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 5.9%、福岡県の平均では 5.6% の上昇となっております。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 75.3%、福岡県の平均では 80.8% の上昇となっております。

福岡市においても、今回の国の決定・公表を受け令和 6 年 3 月に新労務単価を適用しますが、貴職におかれましても、貴団体傘下の建設企業に対し、下記の措置を講じることにより、引き続き、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知徹底をお願いいたします。

記

#### 1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払いについて

公共工事の品質確保法の促進に関する法律（以下「公共工事品質確保法」という。）においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり契約された公共工事等を適正に実施すること（第 8 条第 1 項）、下請負人に使用される技術者や技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（同条第 2 項）等が位置づけられております。

前述のとおり、技能労働者の確保・育成のためには、技能労働者の賃金を引き上げ、公共工事設計労務単価の上昇等を通じて更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続させることが重要であり、元請業者及び下請業者はこのことを十分に踏まえ、技能労働者の賃金水準の引上げを図ることが必要です。

については、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても市場に

おける労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で締結することや技能労働者へ適正な水準の賃金を支払うことを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めていただきますようお願いいたします。

なお、令和4年度に国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によれば、高次の下請業者において、技能労働者の賃金が低い傾向であり賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっています。このため、元請業者・下請業者においては下請契約・再下請契約の締結に際してこうした状況を考慮し、さらに、下請業者においては自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図るようお願いいたします。

## 2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

福岡市では、新労務単価の上昇を受け、

- ① 令和6年2月29日以前に契約締結された一定の既契約工事について、平成26年2月20日から運用している、賃金等の急激な変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）に基づく対応が可能となる場合があることを周知していること
- ② 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、令和5年3月適用の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求できることとしていること

などから、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、「1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い」の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応されますようお願いいたします。

## 3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に加入するために必要な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、既に福岡市では、土木工事での平成24年7月に行われた現場管理費率式の見直し、また建築・設備工事で平成26年1月の公共建築工事積算基準の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置を講じております。

また、公共工物品質確保法第7条第1項第1号において、発注者の責務として、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を適切に予定価格へ反映されるよう、福岡市の土木工事では、令和2年5月に現場管理費率の見直しを行うとともに、令和2年9月より法定外の労災保険の付保を要件化し、建築・設備工事では、令和2年11月より現場管理費率の補正を行うとともに法定外の労災保険の付保を要件化しているところです。

これらを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費等（社会保険料の事業主負担分及び本人負担分）の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、令和元年度に国土交通省が実施した実態調査において、高次の下請業者ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたと示されたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適正に含んだ額により下請契約を締結するようお願いいたします。併せ

て、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映するようお願いいたします。また、下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対し、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重するようお願いいたします。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険等に参加させるようお願いいたします。

なお、国が定めた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。令和4年5月20日最終変更。）においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ことや、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされておりますので、ご承知願います。

#### 4. 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、若年労働者の賃金引き上げや社会保険への加入徹底等により、処遇改善を一層進めることによって、若年入職者の確保をさらに積極的に推進するようお願いいたします。

また、福岡市では、公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するために、週休2日工事やICT活用工事の推進に取り組んでおり、特に、令和6年4月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることから、更なる週休2日工事の推進に努めることとしていきます。建設業の働き方改革に繋がるこれらの取組をより一層促進するため、貴職においても貴団体傘下の建設企業に対して実施検討の働きかけをお願いいたします。

#### 5. ダンピング受注の取止めの徹底について

ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の育成・確保を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めてこの趣旨の徹底をお願いいたします。

#### 6. 適正な工期の設定・確保と必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結することに努めるとともに、適正な工期設定に伴う労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）、法定福利費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費を含めた適正な請負代金による請負契約を締結するようお願いいたします。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による下請契約を締結するようお願いいたします。



## 7. 建設キャリアアップシステムの活用による技能労働者の処遇改善について

建設キャリアアップシステムは、技能労働者が有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積することによって、技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価と給与の引上げなどの適切な処遇が受けられ、さらに、若い世代にキャリアパスや処遇の見通しを示すことで将来の担い手確保につなげることを目的とするものであり、福岡市においても実施要領（令和5年11月施行）を定め、建設キャリアアップシステムの活用促進に努めているところですので、積極的な活用をお願いします。

**【担当部署】**

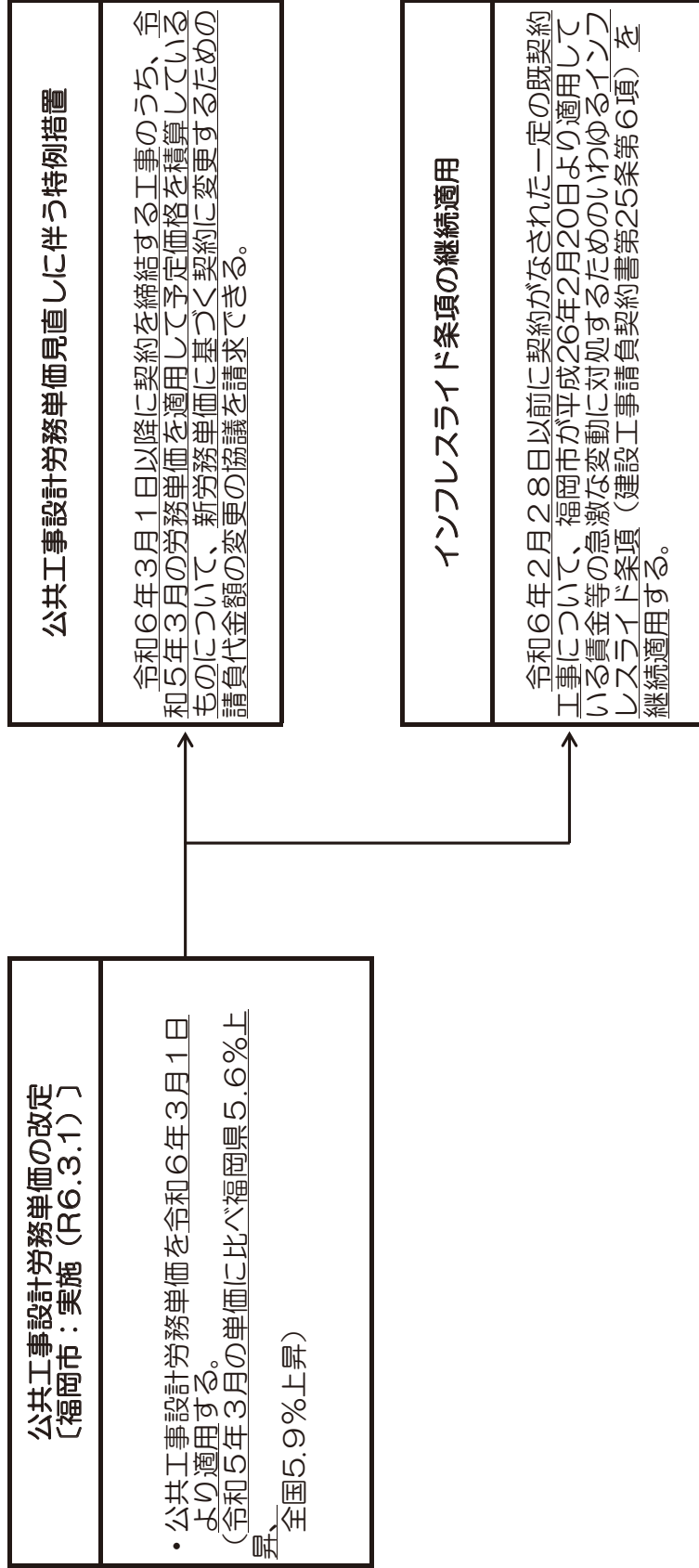
水道局計画部技術管理課

TEL 483-3199



令和6年3月

## 新労務単価に基づく特例措置の実施及び インフレスライド条項の継続適用について





令和6年1月26日

福岡市管工事協同組合  
理事長 藤 成徳 様

福岡市水道局 配水部長  
(整備推進課)

## 工事に係る事故防止の徹底について (通知)

福岡市管工事協同組合の皆様におかれましては、日頃から水道事業へのご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

公共工事の安全対策については、「福岡市公共工事安全推進計画」に基づき、全庁的に取り組んでいるところですが、令和6年1月25日(木)、配水部発注の工事において、交通誘導警備員がダンプトラックと擁壁に挟まれ死亡するという重大な事故が発生しております。

つきましては、事故の再発防止を図るため、現在実施中の工事及び今後実施予定の工事においては、安全対策に十分注意していただくとともに、現場で働く作業員一人ひとりが事故防止及び安全対策についてしっかりと取り組まれるよう、貴団体傘下の会員の方々への周知徹底をお願いいたします。

### 記

事故発生日時 令和6年1月25日(木) 午後4時10分頃

事故概要 交通誘導警備員がダンプトラック(4 t)を坂道にて上り方向にバックで誘導していたところ、擁壁に挟まれたもの(事故原因調査中)

令和6年2月5日

福岡市管工事協同組合  
理事長 藤 成徳 様

福岡市水道局 配水部長  
(整備推進課)

## 工事に係る事故防止の徹底について（通知）

福岡市管工事協同組合の皆様におかれましては、日頃から水道事業へのご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

公共工事の安全対策については、「福岡市公共工事安全推進計画」に基づき、全庁的に取り組んでいるところであり、先日の交通誘導員の死亡事故発生後、より一層の安全対策を行っていただいているところとは存じますが、令和6年2月3日（土）、配水部発注の工事において、掘削作業中に民地ブロック塀が倒壊し、作業員が挟まれ、頭がい骨骨折等の重傷を負う重大な事故が発生しております。

つきましては、事故の再発防止を図るため、現在実施中の工事及び今後実施予定の工事においては、各現場において起こりうる事故を着手前に想定し、事故防止及び安全対策についてしっかりと取り組まれるよう、貴団体傘下の会員の方々への周知徹底をお願いいたします。

### 記

事故発生日時 令和6年2月3日（土）午後20時40分頃

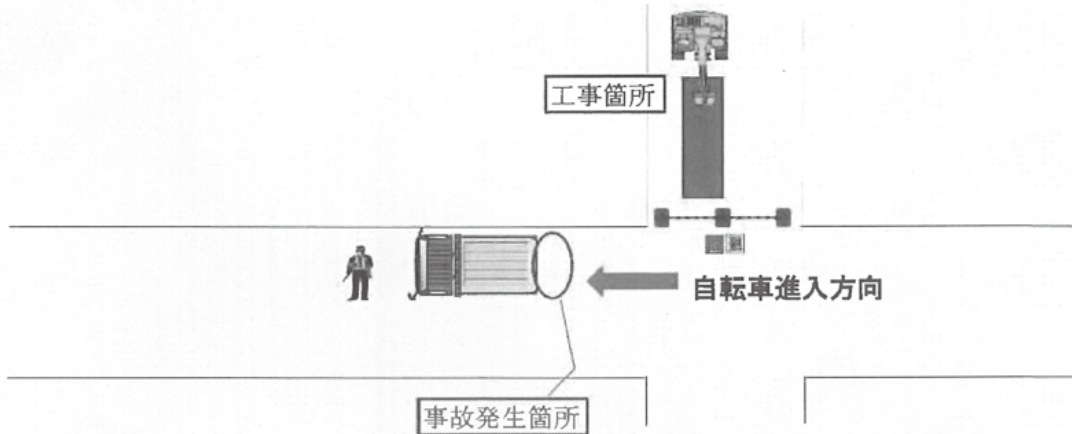
事故概要 配水管φ150mmの布設のため掘削作業中、民地ブロック塀が倒壊し、掘削構内にいた作業員が挟まれたもの（事故原因調査中）

様式6-2(市HP公開用)

### 公共工事等事故情報

事故分類	死傷公衆災害	発生日時	令和 5年 6月 27日(火曜日)16時30分			工事関係者区分	一次下請
事故区分	車両・自転車等損傷	性別	男性	年齢	—	業種区分	土木
被災程度	工事車両衝突による怪我			事故レベル	II	休業見込日数	—
工事概要	管布設工事						
事故概要	・道路上に駐車していた工事車両(ダンプトラック4t)に、小学生(被災者)が乗った自転車が衝突し負傷(左目の額に裂傷)した						
事故原因	・道路使用許可の範囲外に工事車両を駐車させていた						
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事車両は必ず規制内に駐車させる</li> <li>・必要ないときは工事車両の台数を減らす</li> </ul>						

#### 事故状況図



#### 改善状況図

【現地写真】



【安全訓練】

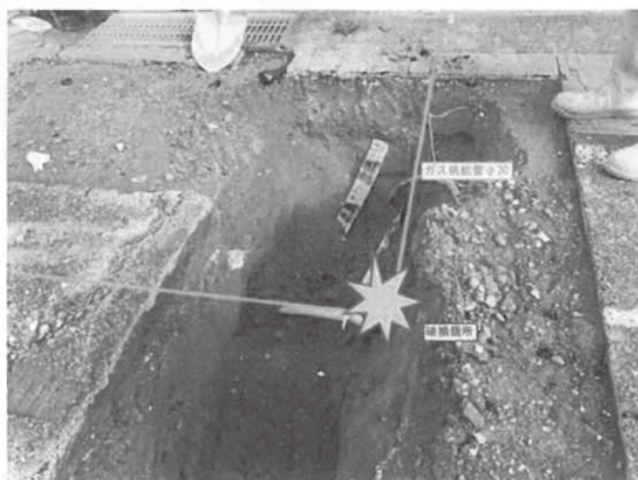


様式6

### 公共工事等事故情報

事故分類	物損公衆災害	発生日時	令和 5年 11月 14日(火曜日) 13時25分		工事関係者区分	元請け
事故区分	埋設物等損傷	性別	—	年齢	—	業種区分 土木
被災程度	ガス供給管(φ30ポリエチレン管)を破損		事故レベル	I	休業見込日数	—
工事概要	管布設工事					
事故概要	管布設のため機械掘削を行っていたところ、ガス供給管(φ30)を破損させたもの。					
事故原因	地下埋設物の存在が予想される箇所付近において、機械による掘削作業を行ってしまったこと。					
改善策	地下埋設物の存在が予想される箇所付近において掘削作業等を行う際、作業前に地下埋設物の位置を全員で確認し、掘削断面内は埋設管を確認しながら人力で掘削するなど、慎重に作業を進める。					

事故状況図



改善状況図

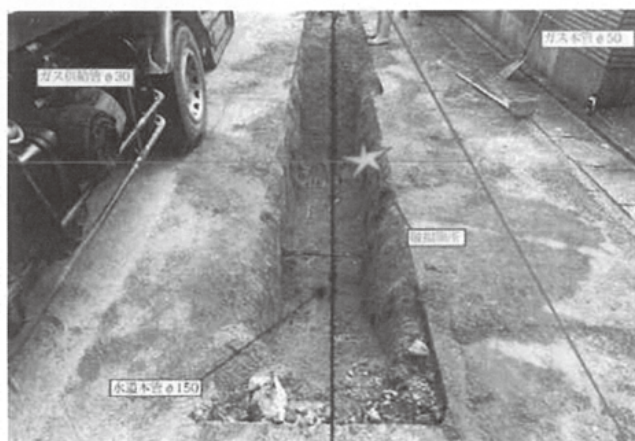


様式6

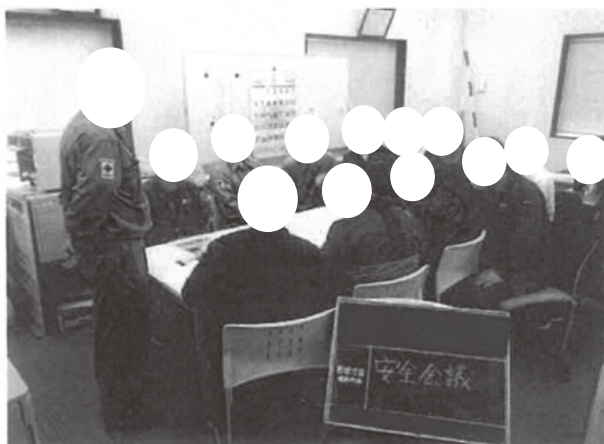
### 公共工事等事故情報

事故分類	物損公衆災害	発生日時	令和 5年 7月 11日(火曜日) 15時00分		工事関係者区分	元請け	
事故区分	埋設物等損傷	性別	—	年齢	—	業種区分	土木
被災程度	ガス供給管(φ30ポリエチレン管)を破損		事故レベル	I	休業見込日数	—	
工事概要	管布設工事						
事故概要	管布設のため掘削作業を行っていたところ、地盤が固結していたためバックホウによる掘削を行ったところ、深度60cm付近にあったガス供給管(φ30)を破損させたもの。						
事故原因	地下埋設物の存在が予想される箇所付近において、バックホウによる掘削作業を行ってしまったため。						
改善策	地下埋設物の存在が予想される箇所付近において掘削作業等を行う際、掘削断面内は埋設管を確認しながら人力で掘削するなど、慎重に作業を進める。なお、地盤が固結しているなどの場合はブレード等により周辺地盤をほぐしたうえで人力により除去するなどの方法を取る。						

#### 事故状況図



#### 改善状況図

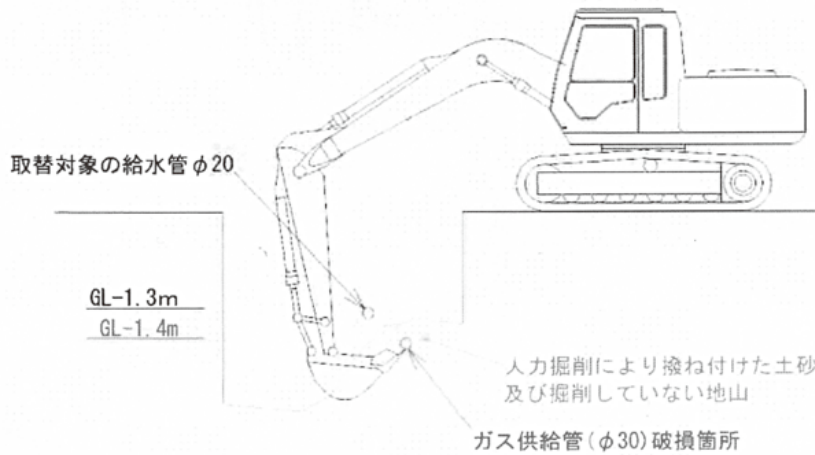


様式6

### 公共工事等事故情報

事故分類	物損公衆災害	発生日時	令和5年9月27日(水曜日)10時10分			工事関係者区分	一次下請
事故区分	埋設物等損傷	性別	—	年齢	—	業種区分	土木
被災程度	ガス供給管破損(影響戸数1戸)			事故レベル	I	休業見込日数	—
工事概要	埋設管取替工事						
事故概要	人力掘削により掘削作業を行う中で標識テープが現れたため、地下埋設物破損防止のため、慎重に掘削し、掘削構内の作業員はガス供給管の埋設位置を把握していた。人力掘削した土砂を掘削構内で撿ね付け、この土砂をバックホウにより、掬い取る際に掘削していない範囲の地山の一部にバケットを差し込んだところ、ガス供給管に接触し破損させた。						
事故原因	掘削構内の作業員とバックホウの操縦者において、ガス供給管があることを共有できていなかったこと及び、バックホウのバケットを掘削していない範囲にまで差し込んだことによる。 また、事前に埋設位置の図面を入手していたが、埋設位置の把握を失念していた。						
改善策	事前に入手した図面の内容の確認を徹底する。また、掘削構内の作業員とバックホウの操縦者の連携・合図の徹底及びバックホウの操縦者がバケットを掘削構内に出し入れする際は、人力掘削により地下埋設物を露出させ、目視による地下埋設物の位置確認を徹底する。						

#### 事故状況図



#### 改善状況図



再発防止に向けた安全会議を実施





水技 第 194 号  
令和 6 年 3 月 11 日

関係業界団体 各位

水道局計画部技術管理課長  
水道局総務部契約課長

## 水道局発注の建設工事における余裕期間制度実施要領の策定について（通知）

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

この度、本市水道局においても建設工事における余裕期間制度に取り組むこととし、実施要領を策定したことから、通知いたしますので、貴団体傘下会員の方々への周知をよろしくお願いします。

### 記

#### 1 適用年月日

令和 6 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用

#### 2 概要

原則、総合評価落札方式の工事のうち、発注者の判断により 6 か月を超えない範囲で、建設資材の調達や労働力確保のための余裕期間を設けることができるもの。

#### 3 添付資料

- ・ 水道局発注の建設工事における余裕期間制度実施要領
- ・ 余裕期間制度に関する Q & A
- ・ （参考）余裕期間が設定された工事における契約書への記載について
- ・ （参考）特記仕様書記載例

#### 4 掲載場所

福岡市水道局HP（令和 6 年 4 月以降を予定）

水道局ホーム > 入札・契約・検査・技術情報

> 水道工事技術関連情報（水道用資機材など） > 水道工事に係る基準書

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/mizu/gijutsukanri/machi/fsuido-kijunsho.html>

#### 5 備考

余裕期間を設定した工事の公告については、入札情報サービスシステム（PPI）に掲載する工事名の先頭または末尾に【余裕期間有】等の記載があります。

#### 6 問い合わせ先

制度に関すること

水道局計画部技術管理課 技術管理係（内線 3199）

契約手続きに関すること

水道局総務部契約課 契約係（内線 3129）



官庁だより  
No.IV

〔公 印 省 略〕  
下管 第 1323 号  
令和 6 年 3 月 7 日

福岡市管工事協同組合  
理事長 藤 成徳 様

福岡市道路下水道局長 天本 俊明  
( 管理部下水道管理課 )

### プラグ止めの念書の提出について (通知)

日頃より、本市下水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
福岡市で排水設備工事を行う際には、工事着手前に排水設備新設等計画確認申請書 (以下、確認申請書) を提出し、排水設備の構造等を審査しております。この確認申請書について、テナントビル等で入居テナントが未定の場合 (排水設備をプラグ止めしている場合) は、テナント決定後に別途確認申請書を提出することとなっております。

しかしながら、テナント決定後に確認申請書が提出されないことが多く、排水設備の不具合や公共下水道の維持管理に支障をきたす事案が発生しております。

このような事案を受け、新年度より排水指導係を新設し、指導を強化していくこととしております。つきましては、テナント未定物件については、テナント決定後に別途確認申請書を提出する旨を記載した「プラグ止めの念書」を提出するようお願いいたします。

本件について、関係各所に周知していただきますようお願いいたします。

#### 1 提出書類

プラグ止めの念書 (任意様式)

#### 2 運用開始日

本通知後の審査より適用する。

<問い合わせ先>

福岡市役所道路下水道局管理部下水道管理課

TEL 092-711-4534

FAX 092-733-5596



## 青年部会だより

## 青年部会会員一覧

氏名	会社名	氏名	会社名
藤岡 昭太	(株)博東設備工業	高橋 秀研	(株)藤善設備工業
毛利 崇志	(有)毛利設備工業	野崎 翔太	(株)野崎工業所
石田 大輔	(株)石田設備	田中 厚史	(株)豊友技建工業
石井 純友	(有)垂細垂設備工業	檜崎 亮	(株)朝日プラント
中村 健一	(株)和白設備工業	酒井 哲朗	(株)和白設備工業
山下 裕美	(株)山下設備	山崎 啓功	(株)山崎設備工業
田井 祐貴	(株)水設	田村 竜一	山陽設備工業(株)
今泉 貴行	(有)今泉設備工業	内山 雅彦	(有)マルコー設備
原田 剛	(株)サンワ商会	恵村 真也	(株)和白設備工業
菰田 雅之	(有)菰田設備	中川 久美	(株)白金
高田 拳	宝満設備工業(株)	八木 陽暁	(有)八木工業
松本 勝海	(有)若葉設備工業	有吉 徹郎	(株)西陵設備
八木 龍治	壱岐設備工業(有)	栗原 義光	(株)天水工
阿部 弘	(有)阿部商会	四宮 直子	(株)天水工
松尾 剛	(株)松尾管工	花田 明子	(株)花田設備

## 青年部会 会員募集のお知らせ

青年部会では会員同士との交流や研修会等色々な事を計画・実施しております。

きっとあなた自身及び会社にとっても意義ある青年部会ですので多数のご入会をお待ち致しております。

現在会員数:30名

参加要領 ○組合員

○また組合員が推薦する

その企業内の者(1企業3名まで)

年会費:24,000円(入会金10,000円)

お問合せ先:福岡市管工事協同組合青年部会

(担当:竹浦)

電話:531-3066



事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

対象

新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します！

\* 必須要件

- ① 事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること。
- ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3～5%（申請枠により異なる）以上増加の達成。

【成長枠】

必須要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。

- ① 取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属していること。
- ② 事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること。

補助額	従業員数20人以下	: 100万円～2,000万円	補助率	中小企業1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3）
	従業員数21～50人	: 100万円～4,000万円		中堅企業1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2）
	従業員数51～100人	: 100万円～5,000万円		
	従業員数101人以上	: 100万円～7,000万円		

※事業終了時点で、①事業場内最低賃金+45円、②給与支給総額+6%を達成すること。

【グリーン成長枠】

必須要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。

<エントリー>

- ① グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する1年以上の研究開発・技術開発又は従業員の5%以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行う。
- ② 事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること。

補助額	中小企業（20人以下）	: 100万円～4,000万円	補助率	中小企業1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3）
	中小企業（21～50人）	: 100万円～6,000万円		中堅企業1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2）
	中小企業（51人～）	: 100万円～8,000万円		
	中堅企業	: 100万円～1億円		

<スタンダード>

- ① グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の10%以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行う。
- ② 事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること。

補助額	中小企業	: 100万円～1億円	補助率	中小企業1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3）
	中堅企業	: 100万円～1.5億円		中堅企業1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2）

※事業終了時点で、①事業場内最低賃金+45円、②給与支給総額+6%を達成すること。

【卒業促進枠】※成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者が申請可能。大規模賃金引上促進枠と併用不可。補助事業終了後3～5年で中小企業・特定事業者・中堅企業の規模から卒業すること。

補助額	成長枠・グリーン成長枠の補助額に準じる。	補助率	中小企業1/2 中堅企業1/3
-----	----------------------	-----	--------------------

【大規模賃金引上促進枠】※成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者が申請可能。卒業促進枠と併用不可。補助事業終了後3～5年の間に、①事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げる、②従業員数を年率平均1.5%以上増員させること。

補助額	3,000万円	補助率	中小企業1/2 中堅企業1/3
-----	---------	-----	--------------------



**【産業構造転換枠】**

必須要件を満たし、かつ以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ①過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属しており、当該業種・業態とは別の業種・業態の新規事業を実施すること。
- ②地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域で事業を実施しており、その基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること。

<b>補助額</b> 従業員数20人以下 : 100万円～2,000万円 従業員数21～50人 : 100万円～4,000万円 従業員数51～100人 : 100万円～5,000万円 従業員数101人以上 : 100万円～7,000万円	<b>補助率</b> 中小企業 2/3 中堅企業 1/2
---	---------------------------------

※廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円上乘せ

**【サプライチェーン強靱化枠】 ※第11回公募での公募はありません。**

必須要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。

- ①取引先から国内での増産要請があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの）。
- ②取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属していること。
- ③交付決定時点で、設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高いこと。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと。
- ④事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること。
- ⑤その他、「DX推進指標」の自己診断結果をIPAに対して提出していること、IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★★二つ星」の宣言を行っていること、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言を公表していること。

<b>補助額</b> 1000万円～5億円（建物費がない場合は3億円）	<b>補助率</b> 中小企業 1/2 中堅企業 1/3
-------------------------------------	---------------------------------

**【最低賃金枠】**

必須要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。

- ①2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
- ②2022年10月から2023年8月までの間で、3か月以上最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること。

<b>補助額</b> 従業員数5人以下 : 100万円～500万円 従業員数6～20人 : 100万円～1,000万円 従業員数21人以上 : 100万円～1,500万円	<b>補助率</b> 中小企業 3/4 中堅企業 2/3
---	---------------------------------

**【物価高騰対策・回復再生応援枠】**

必須要件を満たし、かつ以下①又は②のどちらかを満たすこと。

- ①2022年1月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
- ②中小企業活性化協議会等から支援を受け再生計画等を策定していること。

<b>補助額</b> 従業員数5人以下 : 100万円～1,000万円 従業員数6～20人 : 100万円～1,500万円 従業員数21～50人 : 100万円～2,000万円 従業員数51人以上 : 100万円～3,000万円	<b>補助率</b> 中小企業2/3（従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは3/4） 中堅企業1/2（従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは2/3）
---	---

**中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ**

<p><b>飲食業</b></p> <p><b>弁当販売</b></p> <p>⇒オフィス勤務の方向向けの弁当販売を行う事業者が、高齢者向けの食事宅配事業を開始。</p>	<p><b>小売業</b></p> <p><b>衣服販売業</b></p> <p>⇒衣料品の店舗販売のみ行っていた事業者が、ネット販売を開始し、全国に商品販売。</p>	<p><b>製造業</b></p> <p><b>半導体製造装置部品製造</b></p> <p>⇒半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。</p>
---	--	---

**補助対象経費の例**

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等  
 【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

お問い合わせ 事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00～18:00（日祝日を除く）】  
 <ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。発行に時間を要する場合がありますので、未取得の方は、速やかに利用登録を行ってください。

⇒ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>  
 ※認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

⇒ [https://ninteishien.force.com/NSK\\_CertificationArea](https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea)



事業再構築補助金事務局HP

申請期限が延長されました！

令和5年12月26日改正版

## 令和5年度業務改善助成金のご案内

### 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など



(計画の承認と事業の実施後)  
業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

申請期限が延長されました！

業務改善助成金の申請期限について、賃金引き上げ計画を立てて申請いただくもののみ、**令和6年3月31日に延長**されました。

	申請期限	事業完了期限	留意事項
賃金引き上げ計画を立てて申請	令和6年3月31日に延長	・令和6年1月31日までの申請分 令和6年2月28日までに設定いただけます。	・事業完了期限を令和6年2月28日までに設定いただいた場合でも、 <b>年度内に事業完了が見込まれない場合は翌年度に再設定</b> いただく場合がございます。
賃金引き上げ後に申請(※)	令和6年1月31日まで	・令和6年2月1日以降の申請分 令和6年4月1日～令和7年2月28日に設定いただけます。	・令和6年4月1日以降に事業完了期限を設定いただいた場合、 <b>交付決定前(令和6年3月31日まで)に設備導入をすると対象外</b> となります。

※ 事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者のみが対象。

### 対象事業者・申請の単位など

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただけます。

### 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**(POSレジシステムやリフト付き特殊車両の導入など)が助成の対象となります。

また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。(詳しくは中面へ。)

### 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円  
→ 助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引上げ(90円コース)  
→ 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円  
(= 600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

450万円  
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

助成上限額や助成率など  
詳細はP22をチェック！

申請の流れや注意事項は  
P24をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

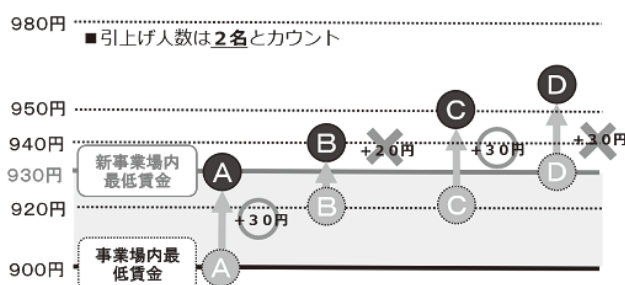
※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

### 助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。  
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

### ※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

#### <生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



### 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

#### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていた

生産性向上のヒント集

生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

生産性向上のヒント集

生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 3,128KB] [7.0MB]



**事例2** 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

**企業概要** 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食（両手）分の配膳しきれなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかが増大した。

**実施概要** 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい（社長）

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫  
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

**実施結果** 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

**成果** 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

#### 生産性向上のヒント集 検索

**事例7** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

**企業概要** 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時には2人で行く介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため手洗ひ取り込みする手間と時間がかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

**実施概要** 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい（役員）

<導入前>

<導入後>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が明確

**実施結果** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

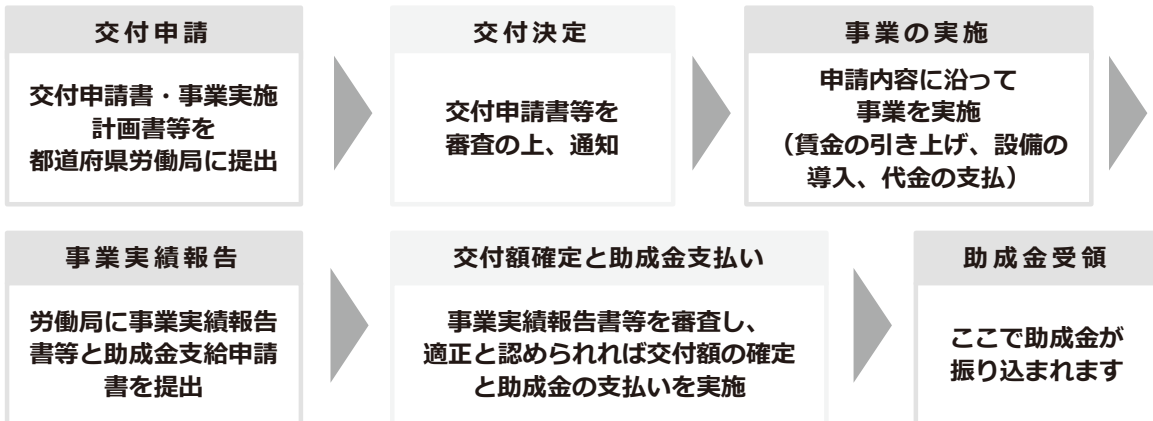
**成果** 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時給給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案



### 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



### 注意事項・お問い合わせ等

#### 注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

#### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



#### 賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了

対象!

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施

対象外

#### 参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



#### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440** (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です



## 国土交通省 令和6年3月から適用する 公共工事設計労務単価について

・51職種平均で5.9%増 配管工は5.7%増の23,853円

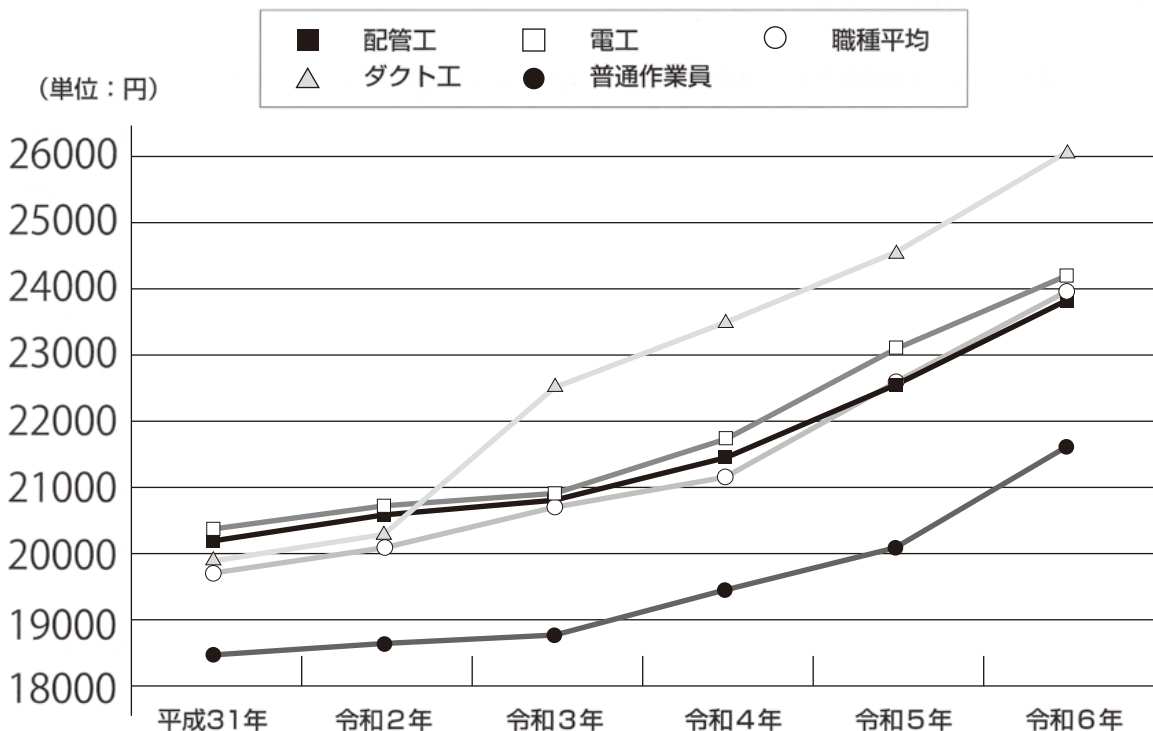
全国管工事業協同組合連合会

国土交通省と農林水産省は2月16日、3月1日適用の公共工事設計労務単価を決定し公表した。全国の51職種平均の単価は令和5年3月改訂時と比べて5.9%増の23,600円（割合は単純平均、金額は加重平均）となった。配管工は前回改定時より5.7%増の23,853円となった。

単価設定のポイントとして、(1)最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定(2)4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映。

今回は、令和4年10月の労務費調査で得られた実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、平成25年5月改訂時から反映している法定福利費相当額（本人負担分）の加算を継続している。本号では、その概要について説明します。

業種別年別公共工事設計労務単価（全国平均）の推移



令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価  
(建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示 (試行))

上段：公共工事設計労務単価

(下段)：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額労務管理費、宿舍費等)(参考値)

地方連絡協議会名	都道府県名	配管工	配管工 (令和5年度)	配管工 (対前年比)	普通作業員	電工	ダクト工	設備機械工
北海道	北海道	24,100 (33,900)	23,200 (32,600)	103.9% 104.0%	20,000 (28,100)	25,300 (35,600)	23,600 (33,200)	27,100 (38,100)
東北	青森県	23,600 (33,200)	22,700 (31,900)	104.0% 104.1%	20,700 (29,100)	23,200 (32,600)	22,400 (31,500)	26,200 (36,800)
	岩手県	25,200 (35,400)	24,200 (34,000)	104.1% 104.1%	22,100 (31,100)	24,400 (34,300)	22,600 (31,800)	26,000 (36,600)
	宮城県	26,400 (37,100)	25,400 (35,700)	103.9% 103.9%	22,100 (31,100)	26,100 (36,700)	23,200 (32,600)	26,100 (36,700)
	秋田県	23,100 (32,500)	22,000 (30,900)	105.0% 105.2%	21,200 (29,800)	24,200 (34,000)	22,800 (32,100)	26,500 (37,300)
	山形県	25,400 (35,700)	24,400 (34,300)	104.1% 104.1%	21,000 (29,500)	25,000 (35,200)	24,100 (33,900)	26,300 (37,000)
	福島県	25,900 (36,400)	24,800 (34,900)	104.4% 104.3%	22,000 (30,900)	25,600 (36,000)	23,700 (33,300)	26,100 (36,700)
関東	茨城県	26,000 (36,600)	24,700 (34,700)	105.3% 105.5%	24,000 (33,700)	25,700 (36,100)	26,600 (37,400)	26,400 (37,100)
	栃木県	26,100 (36,700)	24,900 (35,000)	104.8% 104.9%	22,400 (31,500)	25,300 (35,600)	26,300 (37,000)	26,400 (37,100)
	群馬県	25,200 (35,400)	24,100 (33,900)	104.6% 104.4%	23,700 (33,300)	24,800 (34,900)	25,400 (35,700)	26,400 (37,100)
	埼玉県	25,800 (36,300)	24,600 (34,600)	104.9% 104.9%	24,300 (34,200)	27,200 (38,200)	26,900 (37,800)	26,400 (37,100)
	千葉県	26,300 (37,000)	25,100 (35,300)	104.8% 104.8%	23,900 (33,600)	27,500 (38,700)	26,500 (37,300)	26,400 (37,100)
	東京都	27,000 (38,000)	25,700 (36,100)	105.1% 105.3%	25,400 (35,700)	30,100 (42,300)	27,000 (38,000)	26,400 (37,100)
	神奈川県	25,600 (36,000)	24,400 (34,300)	104.9% 105.0%	25,300 (35,600)	27,700 (38,900)	26,000 (36,600)	26,400 (37,100)
	山梨県	25,600 (36,000)	24,400 (34,300)	104.9% 105.0%	25,200 (35,400)	27,100 (38,100)	25,900 (36,400)	26,400 (37,100)
	長野県	24,900 (35,000)	23,800 (33,500)	104.6% 104.5%	23,200 (32,600)	25,400 (35,700)	25,500 (35,900)	26,400 (37,100)
北陸	新潟県	24,800 (34,900)	23,700 (33,300)	104.6% 104.8%	21,900 (30,800)	24,600 (34,600)	22,900 (32,200)	27,900 (39,200)
	富山県	24,900 (35,000)	23,800 (33,500)	104.6% 104.5%	23,200 (32,600)	25,800 (36,300)	23,400 (32,900)	27,800 (39,100)
	石川県	25,300 (35,600)	24,000 (33,700)	105.4% 105.6%	24,000 (33,700)	26,000 (36,600)	23,700 (33,300)	28,000 (39,400)
中部	岐阜県	24,200 (34,000)	22,900 (32,200)	105.7% 105.6%	23,500 (33,000)	23,800 (33,500)	25,400 (35,700)	29,000 (40,800)
	静岡県	24,300 (34,200)	23,000 (32,300)	105.7% 105.9%	24,700 (34,700)	25,100 (35,300)	27,000 (38,000)	28,900 (40,600)
	愛知県	24,600 (34,600)	23,300 (32,800)	105.6% 105.5%	23,500 (33,000)	23,900 (33,600)	25,600 (36,000)	29,000 (40,800)
	三重県	24,900 (35,000)	23,600 (33,200)	105.5% 105.4%	22,700 (31,900)	24,000 (33,700)	26,600 (37,400)	29,000 (40,800)

地方連絡協議会名	都道府県名	配管工	配管工 (令和5年度)	配管工 (対前年比)	普通作業員	電工	ダクト工	設備機械工
近畿	福井県	23,800 (33,500)	22,800 (32,100)	104.4% 104.4%	20,000 (28,100)	22,500 (31,600)	23,700 (33,300)	25,500 (35,900)
	滋賀県	24,500 (34,400)	23,500 (33,000)	104.3% 104.2%	21,300 (29,900)	23,900 (33,600)	24,700 (34,700)	26,600 (37,400)
	京都府	24,400 (34,300)	23,400 (32,900)	104.3% 104.3%	22,300 (31,400)	23,300 (32,800)	25,000 (35,200)	26,300 (37,000)
	大阪府	25,000 (35,200)	23,900 (33,600)	104.6% 104.8%	21,800 (30,700)	24,300 (34,200)	24,300 (34,200)	26,100 (36,700)
	兵庫県	22,500 (31,600)	21,500 (30,200)	104.7% 104.6%	22,000 (30,900)	23,000 (32,300)	24,000 (33,700)	26,100 (36,700)
	奈良県	25,000 (35,200)	23,900 (33,600)	104.6% 104.8%	21,900 (30,800)	23,900 (33,600)	25,400 (35,700)	26,000 (36,600)
	和歌山県	24,000 (33,700)	23,000 (32,300)	104.3% 104.3%	22,200 (31,200)	24,100 (33,900)	25,100 (35,300)	25,800 (36,300)
中国	鳥取県	21,500 (30,200)	20,500 (28,800)	104.9% 104.9%	16,800 (23,600)	21,500 (30,200)	21,700 (30,500)	25,000 (35,200)
	島根県	21,200 (29,800)	20,200 (28,400)	105.0% 104.9%	18,100 (25,400)	21,500 (30,200)	21,700 (30,500)	25,000 (35,200)
	岡山県	22,200 (31,200)	21,100 (29,700)	105.2% 105.1%	19,700 (27,700)	22,100 (31,100)	21,900 (30,800)	25,000 (35,200)
	広島県	21,400 (30,100)	20,400 (28,700)	104.9% 104.9%	20,500 (28,800)	22,800 (32,100)	21,600 (30,400)	25,000 (35,200)
	山口県	21,700 (30,500)	20,600 (29,000)	105.3% 105.2%	18,800 (26,400)	22,400 (31,500)	21,600 (30,400)	25,000 (35,200)
四国	徳島県	22,000 (30,900)	20,000 (28,100)	110.0% 110.0%	21,900 (30,800)	23,700 (33,300)	21,100 (29,700)	23,400 (32,900)
	香川県	23,000 (32,300)	20,900 (29,400)	110.0% 109.9%	22,600 (31,800)	24,200 (34,000)	21,100 (29,700)	23,400 (32,900)
	愛媛県	21,900 (30,800)	19,900 (28,000)	110.1% 110.0%	19,700 (27,700)	23,100 (32,500)	21,100 (29,700)	23,400 (32,900)
	高知県	21,600 (30,400)	19,600 (27,600)	110.2% 110.1%	20,100 (28,300)	23,100 (32,500)	21,100 (29,700)	23,400 (32,900)
九州	福岡県	22,800 (32,100)	21,100 (29,700)	108.1% 108.1%	21,900 (30,800)	24,100 (33,900)	23,300 (32,800)	26,800 (37,700)
	佐賀県	22,400 (31,500)	20,600 (29,000)	108.7% 108.6%	18,900 (26,600)	23,700 (33,300)	23,200 (32,600)	27,100 (38,100)
	長崎県	22,300 (31,400)	20,600 (29,000)	108.3% 108.3%	19,800 (27,800)	22,700 (31,900)	23,400 (32,900)	27,300 (38,400)
	熊本県	21,900 (30,800)	20,300 (28,500)	107.9% 108.1%	20,300 (28,500)	22,300 (31,400)	23,100 (32,500)	26,800 (37,700)
	大分県	22,700 (31,900)	21,000 (29,500)	108.1% 108.1%	19,000 (26,700)	22,600 (31,800)	23,600 (33,200)	26,900 (37,800)
	宮崎県	21,700 (30,500)	20,000 (28,100)	108.5% 108.5%	18,500 (26,000)	22,100 (31,100)	23,400 (32,900)	26,700 (37,500)
	鹿児島県	22,100 (31,100)	20,400 (28,700)	108.3% 108.4%	19,900 (28,000)	22,700 (31,900)	23,300 (32,800)	26,700 (37,500)
沖縄	沖縄県	20,300 (28,500)	18,600 (26,200)	109.1% 108.8%	21,400 (30,100)	19,900 (28,000)	20,300 (28,500)	23,500 (33,000)
全国平均		23,853	22,564	105.7%	21,689	24,198	26,088	26,833
全国平均 (下段)		(33,540)	(31,726)	105.7%	(30,487)	(34,026)	(36,691)	(37,733)

**国家試験**

令和**6**年度

**1級 管工事・電気通信工事・造園 施工管理技術検定**

	試験日	申込方法	申込受付期間
第一次検定	9月 1日(日)	インターネット	5月 7日(火) ┆ 5月21日(火)
第一次検定・第二次検定	第一次検定 9月 1日(日) ..... 第二次検定 12月 1日(日)	書面 (申込書) *申込書販売 4月 9日(火)から	
第二次検定	12月 1日(日)		

**検定概要**

- 第一次検定の合格者は各「施工管理技士補」の称号が付与されます。
- 第二次検定の合格者は各「施工管理技士」の称号が付与され、1級施工管理技士は監理技術者及び主任技術者になることができます。

**受検資格**

- 令和6年度から新受検資格となり、
  - ・ 1級第一次検定の受検は、令和6年度中における年齢が19歳以上の者。
  - ・ 第二次検定の受検は、第一次検定合格後、各「施工管理」に関する所定の実務経験年数を有する者等。
- 第二次検定は、令和6年度から令和10年度までの間は経過措置期間として「新受検資格」と「令和5年度までの旧受検資格」のどちらの受検資格でも受検が可能です。

**試験地**

(近郊都市を含む)

札幌・仙台・東京・新潟・金沢(注)・名古屋・大阪・広島・高松・福岡  
熊本(注)・那覇

(注)金沢・熊本地区は「電気通信工事」の1級第一次検定のみ

**インターネット**

**受検申込み**


- 第一次検定(新規受検者を含む)は、インターネットで受検を申込みください。申込書は販売しません。
- 再受検者は、インターネットで受検を申込みください。詳細は当センターホームページでご確認ください。

**申込書**

**(購入方法)**

- 1部 1,000円(消費税含、送料等別)
- インターネット購入： 当センターホームページ又は下記二次元バーコードより  
電話： 0570-020-700【注文専用ダイヤル】9:00~17:00(土日祝可)  
窓口販売： 当センター及び各地域づくり協会等(土・日曜日・祝日は休業)

試験(受検資格等)に関する詳細は、当センターホームページ又は下記二次元バーコードでご確認ください。

jctc 検索   
<https://www.jctc.jp/>



試験案内

国土交通大臣指定試験機関  
一般財団法人

**全国建設研修センター**

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

(TEL)  
管 工 事：042-300-6855  
電 気 通 信 工 事：042-300-0205  
造 園：042-300-6866

【ご注意】 上記施工管理技術検定は、当センター以外では実施していません。

**国家試験** 令和**6**年度  
**2級 管工事・電気通信工事・造園** 施工管理技術検定

	試験日	申込方法	申込受付期間
第一次検定(前期)	6月 2日(日)	インターネット	3月 6日(水) } 3月21日(木)
第一次検定(後期)	11月17日(日)	インターネット	7月 9日(火) } 7月23日(火)
第一次検定・第二次検定		書面(申込書)	
第二次検定		*申込書販売 6月24日(月)から	

**検定概要**

- 第一次検定の合格者は各「施工管理技士補」の称号が付与されます。
- 第二次検定の合格者は各「施工管理技士」の称号が付与され、2級施工管理技士は主任技術者になることができます。

**受験資格**

- 2級第一次検定の受験は、令和6年度中における年齢が17歳以上の者。
- 第二次検定の受験は、令和6年度から新受験資格となり、第一次検定合格後、各「施工管理」に関する所定の実務経験年数を有する者等。
- 第二次検定は、令和6年度から令和10年度までの間は経過措置期間として「新受験資格」と「令和5年度までの旧受験資格」のどちらの受験資格でも受験が可能です。

**試験地** (近郊都市を含む)

**2級 第一次検定(前期)**  
 札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇

**2級 第一次検定・第二次検定/第一次検定(後期)/第二次検定**  
 札幌・青森・仙台・宇都宮(注1)・東京・新潟・金沢・静岡(注2)・名古屋・大阪  
 広島・高松・福岡・鹿児島・那覇

(注1) 宇都宮地区は「管工事」「造園」の第一次検定(後期)のみ  
 (注2) 静岡地区は「電気通信工事」の第一次検定・第二次検定/第一次検定(後期)/第二次検定のみ

**インターネット  
 受験申込み**

- 第一次検定(新規受験者を含む)は、インターネットで受験を申込みください。申込書は販売しません。
- 再受験者は、インターネットで受験を申込みください。詳細は当センターホームページでご確認ください。

**申込書  
 (購入方法)**

- 1部 1,000円(消費税含、送料等別)
- インターネット購入：当センターホームページ又は下記二次元バーコードより

電話：0570-020-700【注文専用ダイヤル】9:00~17:00(土日祝可)  
 窓口販売：当センター及び各地域づくり協会等(土・日曜日・祝日は休業)

試験(受験資格等)に関する詳細は、当センターホームページ又は下記二次元バーコードでご確認ください。

jctc      検索

<https://www.jctc.jp/>

(TEL)

国土交通大臣指定試験機関 一般財団法人 **全国建設研修センター**

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
 管 工 事：042-300-6855  
電 気 通 信 工 事：042-300-0205  
造 園：042-300-6866

試験案内

**【ご注意】** 上記施工管理技術検定は、当センター以外では実施していません。

**国家試験**

令和**6**年度

**1級 土木施工管理技術検定**

	試験日	申込方法	申込受付期間
第一次検定	7月7日(日)	インターネット	3月22日(金) ~ 4月5日(金)
第一次検定・第二次検定	第一次検定 7月7日(日)	書面(申込書) *申込書販売 2月23日(金)から *窓口販売 2月26日(月)から	
	第二次検定 10月6日(日)		
第二次検定	10月6日(日)		

**検定概要**

- 第一次検定の合格者は「土木施工管理技士補」の称号が付与されます。
- 第二次検定の合格者は「土木施工管理技士」の称号が付与され、1級施工管理技士は監理技術者及び主任技術者になることができます。

**受検資格**

- 令和6年度から新受検資格となり、
  - ・ 1級第一次検定の受検は、令和6年度中における年齢が19歳以上の者。
  - ・ 第二次検定の受検は、第一次検定合格後、土木施工管理に関する所定の実務経験年数を有する者等。
- 第二次検定は、令和6年度から令和10年度までの間は経過措置期間として「新受検資格」と「令和5年度までの旧受検資格」のどちらの受検資格でも受検が可能です。

**試験地**  
(近郊都市を含む)

札幌・釧路・青森・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・岡山・広島  
高松・福岡・鹿児島(第一次検定のみ)・那覇

**インターネット  
受検申込み**

- 第一次検定(新規受検者を含む)は、インターネットで受検を申込みください。申込書は販売しません。
- 再受検者は、インターネットで受検を申込みください。詳細は当センターホームページでご確認ください。

**申込書**  
(購入方法)

- 1部 1,000円(消費税含、送料等別)
- インターネット購入： 当センターホームページ又は下記二次元バーコードより  
電話： 0570-020-700【注文専用ダイヤル】9:00~17:00(土日祝可)  
窓口販売： 当センター及び各地域づくり協会等(土・日曜日・祝日は休業)

試験(受検資格等)に関する詳細は、当センターホームページ又は下記二次元バーコードでご確認ください。

jctc 検索   
https://www.jctc.jp/

国土交通大臣指定試験機関  
一般財団法人 **全国建設研修センター**  
〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2 (TEL) 042-300-6860



【ご注意】 土木施工管理技術検定は、当センター以外では実施していません。

**国家試験**

令和6年度

**2級 土木施工管理技術検定**

	試験日	申込方法	申込受付期間
第一次検定(前期)	6月 2日(日)	インターネット	3月 6日(水) 3月21日(木)
第一次検定(後期)	10月27日(日)	インターネット	7月 3日(水) 7月17日(水)
第一次検定・第二次検定		書面(申込書)	
第二次検定		*申込書販売 6月17日(月)から	

**検定概要**

- 第一次検定の合格者は「土木施工管理技士補」の称号が付与されます。
- 第二次検定の合格者は「土木施工管理技士」の称号が付与され、2級施工管理技士は主任技術者になることができます。

**受検資格**

- 2級第一次検定の受検は、令和6年度中における年齢が17歳以上の者。
- 第二次検定の受検は、令和6年度から新受検資格となり、第一次検定合格後、土木施工管理に関する所定の実務経験年数を有する者等。
- 第二次検定は、令和6年度から令和10年度までの間は経過措置期間として「新受検資格」と「令和5年度までの旧受検資格」のどちらの受検資格でも受検が可能です。

**試験地**

(近郊都市を含む)

**2級 第一次検定(前期)**

【種別：土木】札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇

**2級 第一次検定・第二次検定/第一次検定(後期)/第二次検定**

【種別：土木】札幌・釧路・青森・仙台・秋田・東京・新潟・富山・静岡・名古屋  
大阪・松江・岡山・広島・高松・高知・福岡・熊本(第一次検定(後期)のみ)  
鹿児島・那覇

【種別：鋼構造物塗装・薬液注入】札幌・東京・大阪・福岡

**インターネット  
受検申込み**

- 第一次検定(新規受検者を含む)は、インターネットで受検を申込みください。申込書は販売しません。
- 再受検者は、インターネットで受検を申込みください。詳細は当センターホームページでご確認ください。

**申込書  
(購入方法)**

- 1部 1,000円(消費税含、送料等別)
- インターネット購入：当センターホームページ又は下記二次元バーコードより  
電話：0570-020-700【注文専用ダイヤル】9:00~17:00(土日祝可)  
窓口販売：当センター及び各地域づくり協会等(土・日曜日・祝日は休業)

試験(受検資格等)に関する詳細は、当センターホームページ又は下記二次元バーコードでご確認ください。

jctc

検索

<https://www.jctc.jp/>

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人 **全国建設研修センター**

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2 (TEL) 042-300-6860

【ご注意】 土木施工管理技術検定は、当センター以外では実施していません。

試験案内







2024年度 管工事・土木施工管理技術検定

受験講習会のご案内

(一財)地域開発研究所

(一財)地域開発研究所では1級・2級の管工事並びに土木施工管理技術検定の合格を目指す方々を対象に受験講習会を開催しています。本誌では2024年度受験講習会の概要をご紹介します。なお、講習会会場や日程等の詳細はホームページ (<https://www.ias.or.jp>) をご参照ください。

なお、受験資格等の詳細は、(一財)全国建設研修センターのホームページでご確認下さい。

管 工 事

●1級(一次)コース・受講料・申込期限

コース	3日間講習会	Webテストサービス	受講料(税込)		申込期限	講習会「指定図書」(税込) 講習会に必要ですので、ご購入ください。
Web	●	●	38,500円	再受講：34,100円 一括割引：36,300円 ※会場コースお申込みの方で、Webオプションの追加は、プラス11,000円です。	8/18日	①管工事施工管理技術テキスト [改訂第11版] 9,130円(税込) ②1級管工事施工管理 第一次検定 問題解説集(2024年版) 4,400円(税込)
会場	●	●			各地開催日の 8日前まで	

●1級(二次)コース・受講料・申込期限

コース	1日講習会	受講料(税込)		申込期限	講習会「指定図書」(税込) 講習会に必要ですので、ご購入ください。
Web	●	23,100円	再受講：22,000円 一次割引：22,000円 ※会場コースお申込みの方で、Webオプションの追加は、プラス5,500円です。	11/17日	1級管工事施工管理 第二次検定 問題解説集(2024年版) 3,850円(税込)
会場	●			各地開催日の 8日前まで	

●2級(一次)コース・受講料・申込期限

コース	2日間講習会	過去問トレーニング	受講料(税込)		申込期限	講習会「指定図書」(税込) 講習会に必要ですので、ご購入ください。
Web(前期)	●	●	26,400円	※会場コースお申込みの方で、Webオプションの追加は、プラス5,500円です。	5/19日	①管工事施工管理技術テキスト [改訂第11版] 9,130円(税込) ②2級管工事施工管理 第一次・第二次検定 問題解説集(2024年版) 4,400円(税込)
Web(後期)	●	●			11/3日	
会場(後期)	●	●			各地開催日の 8日前まで	

●2級(二次)コース・受講料・申込期限

コース	1日講習会	受講料(税込)		申込期限	講習会「指定図書」(税込) 講習会に必要ですので、ご購入ください。
Web	●	20,900円	再受講：18,700円 一次割引：15,400円 ※会場コースお申込みの方で、Webオプションの追加は、プラス5,500円です。	11/3日	2級管工事施工管理 第二次検定 過去問題と解説(2024年版) 2,090円(税込)
会場	●			各地開催日の 8日前まで	

●2級(一次・二次)コース・受講料・申込期限

コース	3日間 講習会	過去問 トレーニング	受講料(税込)		申込期限	講習会「指定図書」(税込) 講習会に必要ですので、ご購入ください。
Web	●	●	41,800円	再受講:37,400円 一括割引:39,600円 ※会場コースお申込みの方 で、Webオプションの追加 は、プラス11,000円です。	11/3(日)	①管工事施工管理技術テキスト [改訂第11版] 9,130円(税込) ②2級管工事施工管理 第一次・第二次検定 問題解説集(2024年版) 4,400円(税込)
会場	●	●			各地開催日の 8日前まで	

割引制度について

再受講料金の対象条件(一次、二次)

一次:過去3年度内に当研究所主催の一次(旧学科)講習会にお申込みいただいた方で、当年度の講習会をお申込まれる方。

二次:過去1年度内に当研究所主催の二次(旧実地)講習会にお申込みいただいた方で、当年度の講習会をお申込まれる方。

一括申込料金の対象条件(一次のみ)

一括して10名(ちいき倶楽部会員企業様は5名)以上申込の場合。

※再受講割引対象者も一括申込の人数に含めることができる。

一次割引の対象条件(二次のみ)

二次講習会をお申込の方で、当年度に当研究所主催の一次講習会申込者。

土 木

●1級(一次)コース・受講料・申込期限

コース	3日間 講習会	Webテスト サービス	受講料(税込)		申込期限	講習会「指定図書」(税込) 講習会に必要ですので、ご購入ください。
Web	●	●	38,500円	再受講:34,100円 一括割引:36,300円 ※会場コースお申込みの方 で、Webオプションの追加 は、プラス11,000円です。	6/23(日)	①土木施工管理技術テキスト(2冊函入) [改訂第3版] 7,920円(税込) ②1級土木施工管理 第一次検定 問題解説集(2024年版) 4,290円(税込)
会場	●	●			各地開催日の 8日前まで	

●1級(二次)コース・受講料・申込期限

コース	2日間 講習会	受講料(税込)		申込期限	講習会「指定図書」(税込) 講習会に必要ですので、ご購入ください。
Web	●	29,700円	再受講:25,300円 一次割引:25,300円 ※会場コースお申込みの方 で、Webオプションの追加 は、上記プラス5,500円です。	9/22(日)	1級土木施工管理 第二次検定 問題解説集(2024年版) 3,850円(税込)
会場	●			各地開催日の 8日前まで	

●2級(一次)コース・受講料・申込期限

コース	2日間 講習会	過去問 トレーニング	受講料(税込)		申込期限	講習会「指定図書」(税込) 講習会に必要ですので、ご購入ください。
Web(前期)	●	●	26,400円	※会場コースお申込みの方 で、Webオプションの追加 は、プラス5,500円です。	5/19(日)	①土木施工管理技術テキスト(2冊函入) [改訂第3版] 7,920円(税込) ②2級土木施工管理 第一次・第二次検定 問題解説集(2024年版) 4,070円(税込)
Web(後期)	●	●			10/13(日)	
会場(後期)	●	●			各地開催日の 8日前まで	

●2級(二次)コース・受講料・申込期限

コース	1日講習会	受講料(税込)		申込期限	講習会「指定図書」(税込) 講習会に必要ですので、ご購入ください。
Web	●	20,900円	再受講:18,700円 一次割引:15,400円 ※会場コースお申込みの方 で、Webオプションの追加 は、プラス5,500円です。	10/13(日)	2級土木施工管理 第二次検定 過去問題と解説(2024年版) 2,090円(税込)
会場	●			各地開催日の 8日前まで	

●2級(一次・二次)コース・受講料・申込期限

コース	3日間講習会	過去問 トレーニング	受講料(税込)		申込期限	講習会「指定図書」(税込) 講習会に必要ですので、ご購入ください。
Web	●	●	41,800円	再受講:37,400円 一括割引:39,600円 ※会場コースお申込みの方 で、Webオプションの追加 は、プラス11,000円です。	10/13(日)	①土木施工管理技術テキスト(2冊函入) [改訂第3版] 7,920円(税込) ②2級土木施工管理 第一次・第二次検定 問題解説集(2024年版) 4,070円(税込)
会場	●	●			各地開催日の 8日前まで	

割引制度について

再受講料金の対象条件(一次、二次)

一次:過去3年度内に当研究所主催の一次(旧学科)講習会にお申込みいただいた方で、当年度の講習会をお申込まれる方。

二次:過去1年度内に当研究所主催の二次(旧実地)講習会にお申込みいただいた方で、当年度の講習会をお申込まれる方。

一括申込料金の対象条件(一次のみ)

一括して10名(ちいき倶楽部会員企業様は5名)以上申込の場合。

※再受講割引対象者も一括申込の人数に含めることができる。

一次割引の対象条件(二次のみ)

二次講習会をお申込の方で、当年度に当研究所主催の一次講習会申込者。

講習会申込方法

一般財団法人 地域開発研究所 ホームページから <a href="https://www.ias.or.jp">https://www.ias.or.jp</a>	方法1	インターネット(PC・スマートフォン)で直接お申込みができます。 クレジットカード・コンビニ決済・銀行ATM(ペイジー)・ネットバンキングがご利用いただけます。
	方法2	FAX申込用紙をプリントアウトしてお申込みができます。「ちいき倶楽部」会員用および非会員の用紙があります。
★注意! 原則としてお申込み後の受講料・図書代金の返金は致しませんので、あらかじめご了承ください。		

お問い合わせはこちらに☎

一般財団法人 地域開発研究所

〒112-0014 東京都文京区関口1-47-12 江戸川橋ビル

T E L :03(3235)3601 F A X :03(3235)3612

<https://www.ias.or.jp>

この講習会は試験に備える講習会です。受検に関しては下記機関にお問合わせ下さい。

◆国土交通大臣指定試験機関:一般財団法人 全国建設研修センター T E L 042-300-6855(管工事)  
042-300-6860(土木)



# 令和6年3月分(4月納付分)からの 保険料率のお知らせです

## 福岡支部の 健康保険料率は**変更**となります

令和6年2月分(3月納付分)まで  
給与・賞与の

令和6年3月分(4月納付分)から  
給与・賞与の

**10.36%** ▶ **10.35%**

## 介護保険料率も**変更**となります

令和6年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

令和6年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

**1.82%** ▶ **1.60%**

- ※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
- ※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
- ※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- ※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての  
特設サイトはこちら



健康保険料率10.35%のうち、6.93%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.42%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。★ご加入の支部は健康保険証の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)

 **全国健康保険協会 福岡支部**  
協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで

TEL 092-283-7621

〒812-8670 福岡市博多区上呉服町10-1 博多三井ビルディング9階



## 他人事

O・J 飲食業(40代)

### 贖いの日々・・・

1年程前から、自ら店長を務める飲食店の営業中や営業後にお酒を飲み、車で5分程のところにある自宅まで車を運転して帰ることを日常的に繰り返していました。

「一杯や二杯飲んでも運転に支障がないから大丈夫」と思い、飲み過ぎた時には車を置いてタクシードリフトで帰っていたので自分なりにコントロールできていたと思います。

しかし、いつしか飲酒量の判断基準が曖昧となり「アルコールに飲まれている」と感じることもあったので、このままではいけないと反省していました。

それでも具体的に何か行動に移すことはなく、「体調が悪くなればアルコールの量も減らせるかもしれない」と漠然と考えていました。

その日は、久しぶりに友人がお店に来てくれ、話しているうちに盛り上がり、閉店後も一緒に飲むことになりました。

午前0時をまわり店の閉店作業を終えた後、別の友人も1人加わり3人で乾杯をしました。その時は頭の中で「今日の帰りはタクシードリフト」と考え、同時にだから思い切り飲むぞと思ったことを覚えていました。

その後、何をどのくらい飲んだのかは全く覚えていません。

「ドーン」という大きな衝撃で目を覚ますと私は運転席にいました。何が起こったのか分からず、私はパニック状態になりました。

目の前を見ると立木があり、焦げ臭いにおいがして、そこでようやく飲酒運転をして事故を起こしたことに気がきました。

とにかく車から出ようと運転席のドアを開けようとしたのですが、開きませんでした。ドアが開かなくなる程の大きな事故を飲酒運転で起こしてしまったと思い、私のパニック状態がどんどん加速してきました。

そして、なんとか後部座席のドアが開き外に出ることが出来たのですが、外に出た瞬間、私の頭は驚きで真っ白になりました。ドアの外には男性が口から血を流しビクリとも動かず横たわっていました。

私はその後のことをほとんど覚えていませんが、目撃者や妻の話によると、私は車から出てしばらく立ちすくんだ後、そのまま歩いて自宅に向かい、自宅に戻ると事故を起こしたことを妻に話し、妻に連れられて事故現場に戻ったということです。

そして私は、その場で被害者の方に「お願いですから死なないでください」と土下座をしながら謝っていたそうです。

妻は被害者の方に声をかけ、少し動かそうとしましたが、周囲の方から救急車が来るから触らない方が良くと言われたので、その場で待っていたそうです。

私は何もできませんでした。通報することも救護することもせず、ただ、ただ自分の保身のためだけに「死なないで」と呼び掛ける

ことしか出来なかったのです。

私はその場で逮捕され、刑事裁判では道路交通法違反、過失運転致死により懲役3年6か月の判決を受けました。その後、民事裁判も終わり、和解金が保険会社より支払われました。

人の命を奪った私はそれだけで法的責任は終わるのです。しかし、被害者や御遺族がそれで許せるはずはありません。

御遺族には、この先一生苦しみが続いていくのだと思います。また、私の家族も同じように苦しい思いで生活をしています。全て私のせいです。

事件を起こす前は、事件・事故のニュースや話などを聞いても常に他人事でした。自分には関係ないと思っていたのです。

飲酒運転はもちろんです、どんな交通ルールにも意味があります。

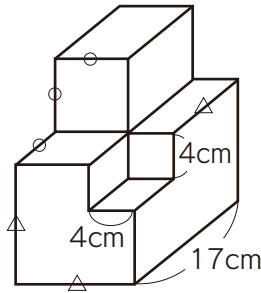
「ルールを守らないでいると取り返しのないことになる」とそんな当たり前のことを、私に想像することができていれば、人の命を奪うこともなかったと思います。

私はこの先、御遺族に対して道義的責任を果たすため生きていかなければなりません。以前のように家族と笑顔で過ごしていくことは難しいと思います。

こうなる前に、交通事故は決して他人事ではなく「自分にも起こる」ということに気付くべきでした。今では後悔しかありません。

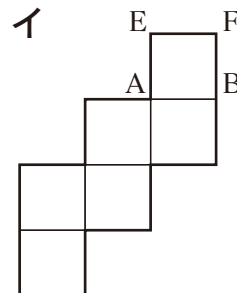
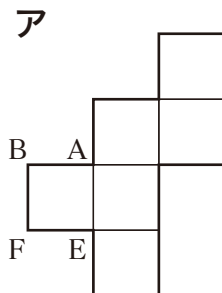
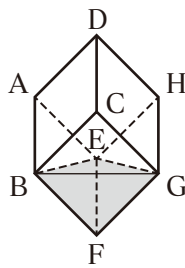
第28回 あたまの体操

【問1】 下の図は、どの辺も直角に交わっている立体で、同じ印○と△のついている辺の長さはそれぞれ等しいです。



- ①○と△の長さをそれぞれ求めなさい。
- ②この立体の表面積を求めなさい。
- ③この立体の体積を求めなさい。

【問2】 下の図のように、ふたをした立方体の容器に水が入っています。立方体の6つの面のうち、「水にふれている部分」を展開図ア、イのそれぞれの場合についてしゃ線で示しなさい。

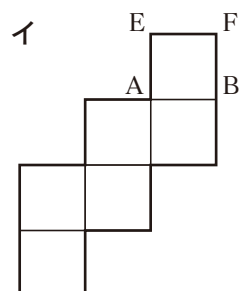
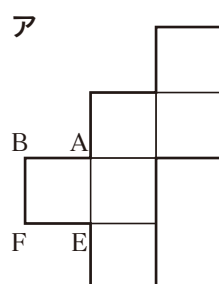


## 回 答 欄

【問1】 ① (○ ) cm (△ ) cm

② ( ) cm<sup>2</sup> ( ) cm<sup>3</sup>

【問2】



### 【応募方法】

答え、事業所名、氏名、連絡先を明記の上、FAXにてご応募下さい。正解者の中から抽選で5名様にQUOカード券2,000円をプレゼントします。解答は、次号「せせらぎ」4・5月号に掲載します。尚、当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

事業所名： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

所在地：〒 \_\_\_\_\_

連絡先： ( ) \_\_\_\_\_

締切：令和6年5月10日(金)

FAX.092-522-5287

～個人情報の取扱いについて～

ご記入いただいた個人情報は、ご応募いただいたプレゼントの抽選・発送のために利用します。他の目的に利用することはありません。

「せせらぎ」新年号【解答】

【問1】 ①717.4cm<sup>3</sup> ②731.88cm<sup>3</sup>

【問2】 5.5cm



●前号の当選者には賞品 (QUO カード券) を発送しております。ご応募ありがとうございました。

## 組合加入者

△ みなみ道路工業株式会社 下條 淳 〒811-1362 福岡市南区長住1丁目1-46-3 TEL 092-555-7746 FAX 092-555-7397

## 組合通信

5-25号	1月12日	穿孔業務の施工工事店公募について
5-26号	1月12日	漏水発生給水管修理単価契約請負工事の施工工事店公募について
5-27号	1月12日	給排水メンテナンスセンターの施工工事店公募について
5-28号	1月17日	全管連表彰該当候補者の推薦について
5-29号	1月17日	令和6年度福岡市排水設備工事責任技術者の登録申請について
5-30号	1月22日	①年度末道路掘削許可申請停止のお知らせ ②工事完成写真について ③掘削工事施工にあたっての注意事項
5-31号	1月29日	工事に係る事故防止の徹底について
5-32号	2月 5日	日本水道協会『令和6年度配水管工技能講習会』の受付開始について
5-33号	2月 5日	令和6年度福岡市排水設備指定工事店の更新について
5-34号	2月 5日	工事に係る事故防止の徹底について
5-35号	2月27日	令和6年度資材供給単価値上げについて
5-36号	2月26日	能登半島災害復旧支援派遣要請について
5-37号	3月 1日	誓約書の提出について
5-38号	3月 7日	プラグ止めの念書の提出について
5-39号	3月11日	供給資材価格改訂表の送付について
5-40号	3月12日	配水管布設工事について
5-41号	3月14日	資材決算棚卸のお知らせ
5-42号	3月18日	令和6年度(前期)技能検定受検案内について

## 組合のうごき

1月11日	定例理事会が西鉄ソラリアホテルで開催された。
1月11日	新年賀詞交歓会が西鉄ソラリアホテルで開催された。
1月15日	福岡県空調衛生工事業協会新年賀詞交歓会がホテルニューオータニ博多で開催され、阿部副理事長が出席した。
1月16日	資材委員会が組合会議室で開催された。
1月17日	全管連理事会、新年賀詞交歓会が東京で開催され藤理事長が出席した。
1月17日	全管連未来創造検討委員会、新年賀詞交歓会が東京で開催され松尾副理事長が出席した。
1月21日	令和5年度技能検定実技試験が福岡県職業能力開発促進センター(北九州市)で行われ松本上水道部長理事(技能検定員)が出席した。
1月22日	設備設計三団体合同賀詞交歓会が西鉄グランドホテルで開催され松尾副理事長が出席した。
1月22日	津山税理士による会計精査
1月23日	福岡設計協同組合新年会がソラリア西鉄ホテルで開催され阿部副理事長が出席した。
1月24日	令和5年度技能検定実技試験が久留米人材開発センター(久留米市)で行われ松本上水道部長理事(技能検定員)が出席した。
1月25日	福岡市消防設備士会臨時三役会がANAクラウンプラザホテルで開催され松尾副理事長が出席した。
2月 1日	令和5年度技能検定試験が福岡人材開発センターで行われ松本上水道部長理事(技能検定員)が出席した。
2月 6日	資材委員会が組合会議室で開催された。
2月 8日	正副理事長会が組合会議室で開催された。
2月 8日	定例理事会が組合会議室で開催された。
2月14日	下水道推進委員会が組合会議室で開催された。
2月21日	上水道推進委員会が組合会議室で開催された。
2月21日	津山税理士による会計精査
3月 8日	正副理事長会が組合会議室で開催された。
3月 8日	定例理事会が組合会議室で開催された。
3月12日	福岡市消防設備士会三役会・理事会がANAクラウンプラザホテルで開催され松尾副理事長が出席した。
3月12日	福岡県中小企業団体中央会理事会が中小企業振興センターで開催され阿部副理事長が出席した。
3月13日	全管連OB会設立総会が埼玉県で開催され藤理事長が出席した。
3月13日	広報・企画・情報委員会が組合会議室で開催された。
3月22日	津山税理士による会計精査
3月26日	福岡県技能士会連合会理事会が福岡人材開発センターで開催され松尾副理事長が出席した。
3月29日	決算棚卸